

八戸信用金庫 御中

私は、下記インターネットバンキングサービス基本手数料の支払に関し口座振替で支払うこととしたいので、預金口座振替規程を確約のうえ申し込いたします。

1. 口座振替を依頼するインターネットバンキングサービス代表口座兼引落指定預金口座

八戸信用金庫		店	1	1	0	5			
科目	口座番号	預金者名						お届印	
当座									
普通									

2. 引落日

平成 年 月 から 毎月20日払

ただし、引落日が営業日以外の場合は、翌営業日とします。

3. インターネットバンキング基本手数料

該当する人格をチェックして下さい。

個人 月額 210円 (消費税込)法人 月額 1,050円 (消費税込)

4. 預金口座振替規程

- (1) インターネットバンキング基本手数料は、上記引落指定口座から当座勘定規程または普通預金規程に基づく小切手の振出、普通預金通帳の提出並びに普通預金払戻請求書の発行等の手続を行うことなく、貴金庫任意の方法により引落のうえ支払いに充当してください。
なお、引落に際しては事前・事後ともに何等の通知、連絡は要しません。
- (2) 手数料引落日の引落指定口座の残高がインターネットバンキング基本手数料額に不足する場合は、直ちに不足額を預入れます。
- (3) 指定口座より引落とす際、他にも支払提示された小切手、手形、その他指定口座より支払いをなすべきものがあるときは、その支払いとインターネットバンキング基本手数料の引落しの何れかを優先されても差し支えありません。
- (4) 住所、名称、商号、代表者、届出印鑑等に変更があった場合、もしくは指定口座の変更または指定口座からの振替を解除する場合は、直ちに書面により貴金庫へ届出します。
- (5) 貴金庫が本条に基づいて取扱したことにより、万一事故、損害等が生じた場合でも、当社(私)が一切の責任を負い、貴金庫には迷惑をおかけしません。

(八戸信用金庫 使用欄)

顧客番号					
------	--	--	--	--	--

手数料ファイリング登録 10 - 006 [手数料種類C 329]

手数料ファイリング明細照会 00 - 150 パターン 153

検印	係印	印鑑照合